

火災等被災者支援に 関する各種制度の概要

八戸市

令和3年8月

<目次>

・災害救援物資がほしい ・家族が死亡した	→	災害見舞品等の支給	P 1
・当面の生活資金や 住まいを確保したい	→	生活資金の貸付等 市営住宅の特定入居 高齢者の一時的な住居支援	P 3 P 4 P 5
・火災ごみの処分をしたい	→	火災によって出たごみの処分	P 6
・り災証明書がほしい	→	り災証明書の交付	P 7
・子どもの保育・就学を支援して	→	保育料の減免 学用品の手配等	P 8 P 9
・火災等によって生じた問題	→	相談業務のご案内	P 10
・保険証を再発行したい ・内容に変更があった	→	国民健康保険証等の再発行	P 11
・パスポートを焼失、紛失した	→	パスポート（旅券）の届出	P 12
・印鑑登録証を焼失した	→	印鑑の再登録申請	P 13
・税の減免について	→	税等の減免・控除申告	P 14
・建物の建築、修繕について	→	建築確認申請手数料等の減免	P 15
・上水道・下水道について	→	水道の使用中止・開始 下水道に関する届出等	P 16 P 17
・電気等のライフラインに関する連絡先について	→	ライフライン事業所の連絡先	P 18

災害見舞品等の支給

1 日本赤十字社による災害救援物資の配付について

災害で住家に被害を受けた方、又は避難所への避難を余儀なくされている方に対し、日本赤十字社青森県支部では次の災害救援物資を交付しています。

災害救援物資は、大規模災害時のものを除いて、八戸市地区を窓口として交付いたします。

〈災害救援物資〉

- 1 毛布（人数分）
- 2 緊急セット（衛生用品、タオル、軍手などの生活用品）

交付品目	災害区分	見舞品	避難所等
毛布	全焼	人数分	大規模災害時に避難所を開設している場合は、八戸市が対応いたします。 個別の事案についても、お困りの場合はご連絡をいただければ対応いたします。
	全壊		
	流失		
	半焼		
	半壊		
	床上浸水		
緊急セット	全焼	4人ごとに1個 例：1～4人＝1個 5～8人＝2個	「災害救助法」が適用された市避難所を対象として交付いたします。 個別の事案についても、お困りの場合はご連絡をいただければ対応いたします。
	全壊		
	流失		
	半焼		
	半壊		
	床上浸水		
災害による死亡者		災害による死亡者1名につき、5千円を交付しております。 ※災害救助法適用の際は別途考慮いたします	

お問合せ
日本赤十字社八戸市地区
（福祉部福祉政策課内）
電話：0178-43-9258

2 社会福祉法人青森県共同募金会による災害見舞金等の支給について

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して支給する「災害見舞金」および災害により死亡した方の遺族に対して支給する「災害弔慰金」について、八戸市社会福祉協議会が窓口となり申請受付し支給しています。

〈災害見舞金〉

○支給対象

- ・八戸市内居住者であること
- ・災害を受けた場所が八戸市内であること
- ・災害を受けた家屋が生活の拠点であること
- ・災害を受けた家屋が借家の場合、現に居住している世帯を対象とすること

○支給額

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・住居が全壊、全焼又は流失した場合 | 1世帯につき10,000円 |
| ・住居が床上浸水した場合 | 1世帯につき 5,000円 |
| ・住居が半壊、又は半焼した場合 | 1世帯につき 5,000円 |

〈災害弔慰金〉

- 死亡者1人あたり5,000円

※両制度とも適用除外となる項目がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

お問い合わせ 八戸市社会福祉協議会 八戸市根城八丁目8-155 (八戸市総合福祉会館1階) 電話：0178-47-2940

生活資金の貸付等

1 生活福祉資金貸付制度について

青森県社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付制度として、災害を受けたことにより臨時に必要な経費や緊急小口資金の貸付を行っています。

火災等の災害を受けたことによる困窮から自立するために、必要な経費をお貸しする制度です。貸付決定までには審査があります。

貸付対象：低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯

資金の種別	貸付限度額	貸付利率	連帯保証人
福祉費（災害）	150万円以内	無利子（但し、連帯保証人がいない場合は年1.5%）	原則必要
緊急小口資金	10万円以内	無利子	不要

※福祉費（災害）：災害を受けたことにより臨時に必要な経費

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金が対象となる場合は対象外です。

※緊急小口資金：緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用であり、利用する場合は、原則、自立相談支援事業の利用を要件とします。

2 たすけあい資金貸付事業について

八戸市社会福祉協議会では、一時的に生活に困窮している世帯に対して、経済的自立と生活意欲の助成を図ることを目的として資金を貸付しています。

貸付対象：八戸市内に居住する低所得世帯で他から融資を受けることが困難な世帯

資金の種別	貸付限度額	貸付利率	連帯保証人
たすけあい 資金貸付事業	3万円	無利子	必要

貸付用途：教育、就労等の支度、疾病の療養、生活上緊急に必要な費用など

3 フードバンク事業について

八戸市社会福祉協議会では、企業等から食料を寄贈していただき、生活にお困りの方に食料を差し上げるフードバンク事業に取り組んでいます。

対象者：八戸市に居住している方で、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難な世帯等

利用方法：①お電話でご相談ください。お困りの状況をお伺いします。

②希望する食料があれば、八戸市社会福祉協議会又は八戸市生活自立相談支援センターに来所していただき、申込用紙に記入して食料を受け取ります。

お問合せ

八戸市社会福祉協議会

電話：0178-47-2940

八戸市生活自立相談支援センター

電話：0178-51-6655

市営住宅の特定入居

【市営住宅の特定入居制度について】

火災等で家を失った場合、市営住宅に公募によらない「特定入居」ができる制度があります。ただし、市営住宅に空家がある場合、かつ入居希望者が市営住宅の入居者資格（収入基準等）を有する場合に限りです。

※ 市営住宅入居者資格要件の一例

（世帯状況によって要件は異なりますのでご相談ください）

- 1 現に住宅に困っていると認められること。
（申込者及び同居者に持ち家がある方は申込み不可）
- 2 申込者及び同居しようとする方全員に市町村民税の滞納がないこと。
- 3 現に同居、又は同居しようとする親族がいること。
（不自然な世帯分離や合併による申込み不可）
単身世帯の場合は以下のいずれかに該当すること。
 1. 60歳以上の方
 2. 1級～4級の障害者手帳の交付を受けている身体障がい者
 3. 1級～3級の障害者手帳の交付を受けている精神障がい者（別途条件有り）
 4. 愛護手帳の交付を受けている知的障がい者（別途条件有り）
 5. 戦傷病者手帳の交付を受けている、恩給法別表第1号表3の第1款症以上の障がい者
 6. 原子爆弾被害者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている方
 7. 生活保護受給者
 8. 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
 9. ハンセン病療養所入所者
 10. DV被害者の方で、一時保護もしくは保護命令から5年を経過していない方
- 4 入居しようとする方全員の所得総額が、条例で定める収入基準以内であること。
- 5 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと。

お問合せ

市営住宅等指定管理者 清掃テクノ東北産業グループ

（市庁別館9階 建築住宅課内）

電話：0178-73-5045（FAX兼用）

高齢者の一時的な住居支援

八戸市内に居住する高齢者が、水害、火災等で家を失い、自宅に住むのが困難となった場合に生活支援ハウスを利用することができます。

〈生活支援ハウスについて〉

生活支援ハウスは、自分のリズムに合わせた生活ができるように、ひとり部屋を提供します。施設職員が緊急時の対応を行いながら、入居者の生活を支援します。

○対象者

次の条件を全て満たす人が対象となります。

1. 利用申請時点で、市内に居住している原則 60 歳以上の方
2. ひとり暮らしまたは夫婦のみの世帯に属する方又は家族による援助を受けることが困難な方
3. 高齢等のため独立して生活することに不安のある方

(注意) ただし以下のいずれかに該当する方は利用できません。

- (1) 常時医療管理下にある方
- (2) 事業を利用する他の方に迷惑を及ぼす可能性がある方
- (3) 生活支援ハウスの管理上必要な指示に従わない方
- (4) 食事、移動、入浴、排泄等の日常生活動作について、何らかの介助を要す方
- (5) 認知症等の症状を有し、生活支援ハウスでの生活が困難な方

○利用期間

原則6か月以内

○利用料

本人の収入に応じた利用料（0円から50,000円）と光熱水費、食費等の実費分（金額は各施設による）がかかります。

お問い合わせ
八戸市福祉部高齢福祉課
地域包括支援センター（市庁別館1階）
電話：0178-43-2316

火災によって出たごみの処分

八戸清掃工場、八戸リサイクルプラザ及び八戸市一般廃棄物最終処分場では、一般家庭で生じた火災ごみの処分費用の減免を行っています。

〈火災によって出たごみの処分方法〉

- ・八戸清掃工場（燃やせるごみ）
- ・八戸リサイクルプラザ（燃やせないごみ、粗大ごみ）
- ・八戸市一般廃棄物最終処分場（埋立ごみ）

家電4品目、タイヤ等は受入れできません。また、解体業者の解体工事により発生した廃棄物も受入れできません。

詳細については、現場確認した際にご説明します。

1 申請に必要なもの

- ・八戸市一般廃棄物処分手数料減免申請書 ※
- ・八戸地域広域市町村圏事務組合一般廃棄物処分手数料減免申請書 ※
- ・り災証明書の写し

り災証明書についてはP7「り災証明書の交付」をご参照ください。

※各申請書は清掃事務所と八戸清掃工場にて受け取れます。

2 火災ごみの確認

火災ごみを現地で確認し、ごみの処理方法、搬入先などをご説明します。

3 減免決定通知書の交付及びごみの受入れ

火災ごみの現地確認後、減免決定通知書を交付します。

火災ごみを搬入する際は、八戸清掃工場及び八戸リサイクルプラザでは広域事務組合の減免決定通知書を、八戸市一般廃棄物最終処分場では市の減免決定通知書をご提示ください。

※別紙「火災ごみ減免申請手続から搬入まで」（最終ページ）をご参照ください。

お問合せ

八戸市環境部清掃事務所

電話：0178-27-4511

八戸地域広域市町村圏事務組合八戸清掃工場

電話：0178-27-1351

り災証明書の交付

1 り災証明書の交付について

〈り災申告書の提出⇒り災証明申請書の提出⇒り災証明書の交付〉

火災にあったときは「り災申告書」を、管轄する消防署に提出していただきます。保険の請求や税金の控除・減免を受ける際に使う「り災証明書」の交付を受けるには、この申告をした後の申請となります。

申告書は災害にあった物件によって分かります。

り災証明書の交付に際しては、原則として申請者及び関係者であることを証明できるもの（自動車運転免許証等）を確認させていただきます。

- 1 住宅などの建物が火災にあった場合・・・「不動産り災申告書」
- 2 家財道具などが火災にあった場合・・・「動産り災申告書」
- 3 車両や林野などが火災にあった場合・・・「車両・船舶・航空機・林野・その他のり災申告書」

2 り災申告書の用紙について

火災の場合、消防署員が現場調査に来た際にお渡しします。

貸家・アパートなどでは、家主が建物（不動産）、居住者は世帯ごとに家財道具（動産）について申告が必要です。

できるだけり災した日から起算して3日以内に提出してください。

3 燃えてしまった家屋、家財等の廃棄物の処理開始の時期について

火災等でり災した廃棄物処理の時期は、消防で行う調査及び警察で行う捜査が済んだ時点で可能となります。

お問合せ

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

予防課 電話：0178-44-2133

八戸消防署 電話：0178-24-4411

八戸東消防署 電話：0178-33-0323

保育料の減免

1 保育料の減免

保護者が火災等により住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合に、保育料の減額又は免除が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

申請後、保育料の減免が決定した場合には、申請日の翌月（申請日が1日の場合は当月）分の保育料から減免が適用されます。

※火災保険等で補填される場合は、減免が受けられない場合があります。

2 必要書類

1. 保育料減免申請書・・・・・・・・・・窓口で記入いただけます。
2. 火災証明書・・・・・・・・・・管轄する消防署で発行されます。
火災証明書についてはP●「火災証明書の交付」をご参照ください。
3. 家計の状況がわかる書類・・・給与明細等（事前にお問い合わせください。）

お問合せ
八戸市福祉部こども未来課
保育グループ
電話：0178-43-9094

学用品の手配等

【学用品の手配等について】

被災等による経済的な理由で、小・中学校の就学費用の支払いが困難であると認められるご家庭に対して、給食費や学用品費などの一部援助をしています。（私立小・中学校に在籍している場合は対象になりません。）

次のようなものが援助の対象となります。

- 1 給食費
- 2 学用品・通学用品費
- 3 校外活動費
- 4 修学旅行費
- 5 新入学児童生徒学用品費等
- 6 医療費（学校保健安全法に規定する疾病）
- 7 通学費（小学校は片道4 k m、中学校は片道6 k m以上の場合）

申請するためには、お子さんの通う学校長の意見が必要となりますので、世帯の生活状況等について学校に詳しく説明してください。また申請後、就学援助の対象となるか所得基準額に基づく判定もありますので、ご了承ください。

申請は、随時受け付けています。年度途中でも申請可能ですので、詳細についてはお子さんが通う学校又は学校教育課までご相談ください。

お問合せ
お子さんが通う学校
八戸市教育委員会学校教育課（市庁本館5階）
電話：0178-43-9457

相談業務のご案内

市民の方々が日常生活において抱えている様々な問題について、相談に応じられるよう市民相談室を開設しています。相談は無料です。

1 受付相談内容

相談名	相談日	時間	内容
一般相談	月～金曜	08:15 ～17:00	火災等による生活上の心配ごとや悩みごとについての相談窓口として、市職員が相談に応じ、相談内容によって、担当部署や専門家の相談窓口を案内します。
専門相談 ○法律相談〈要予約〉 ○司法書士相談 ○税務相談	各相談によって日程は異なりますので、お問い合わせください。		火災等によって生じた賠償問題、被災建物に係る借地・借家問題、登記など様々な専門相談について、弁護士や司法書士、税理士が相談を受けます。

※上記のほかの専門家による相談もありますので、お問い合わせください。

2 相談場所

市民相談室（市庁別館5階 暮らし交通安全課内）

3 相談方法

一般相談は、直接お越しいただくか電話でご相談ください。

専門相談は、面接のみの相談で、電話でのご相談は受けておりません。

お問合せ

八戸市市民防災部暮らし交通安全課（市庁別館5階）

消費生活相談グループ（市民相談室）

電話：0178-43-2148

国民健康保険証等の再発行

【国民健康保険証等の再発行について】

火災等によって国民健康保険被保険者証や後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証を焼失等した場合、再発行いたします。また、住所を変更したなど内容に変更があったときは、手続きをお願いいたします。

手続きに必要なもの

- 窓口にお越しの方の本人確認書類
- 破損した場合は、破損した保険証
- 後期高齢者医療被保険者の方は、本人の印鑑

※本人確認書類

- 1点で有効なもの
運転免許証、住基カード、パスポート、在留カード、福祉手帳、個人番号カード
- 2点で有効なもの
保険証、診察券、年金手帳、バス券、学生証
カード（キャッシュカード、クレジットカード）

※建物全焼などで、本人確認書類をご用意できない場合でも、ご本人に窓口へ来ていただき、口頭で本人確認をすることで再発行が可能ですので、ご相談ください。

お問合せ

◆国保加入者（8番窓口）

八戸市市民防災部国保年金課（市庁本館1階）

電話：0178-43-9487

◆後期高齢者医療制度加入者（11番窓口）

八戸市市民防災部国保年金課（市庁本館1階）

電話：0178-43-9065

◆介護保険被保険者（12番窓口）

八戸市市民防災部介護保険課（市庁本館1階）

電話：0178-43-9285

パスポート（旅券）の届出

有効期間中のパスポートを焼失した場合は、速やかに届け出る必要があります。（旅券法第17条第1項）

届け出ることにより、パスポートはその効力を失います。
代理での届出はできませんので必ずご本人がお越してください。

※平成29年1月より、八戸市に住民登録がある方のパスポートに関する手続きが、八戸市庁でできるようになりました。

【届出に必要な書類等】

- 紛失一般旅券等届出書 1通・・・八戸市市民課にあります。
- り災証明書 1通・・・・・・・・・・管轄する消防署で発行されます。
※り災証明書についてはP7「り災証明書の交付」をご参照ください。
- 写真 1枚・・・・・・・・・・・・4.5 cm×3.5 cm、6か月以内に撮影したもの
（※写真は、顔の寸法等、細かく規定されていますので、事前にお問い合わせください。）
- 申請者本人と確認できる書類
 - ・ 1点で有効なもの
運転免許証、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カードなど
 - ・ 2点で有効なもの
保険証、年金手帳、印鑑登録証明書と登録印鑑など※詳細についてはお問い合わせください。

【注意点】

- この手続きは、パスポートを焼失・紛失したことを届け出るもので、再交付の手続きではありません。
- 焼失・紛失したのち、新しいパスポートが必要な場合は、新規申請の扱いになりますので、ご注意ください。

お問合せ
八戸市市民防災部市民課
窓口グループ（市庁本館1階）
電話：0178-43-9192

印鑑の再登録申請

【印鑑の再登録申請について】

火災等により印鑑登録証を焼失され、引き続き印鑑登録が必要な方は、再度登録していただく必要があります。

お手続きに必要なもの

- 登録される印鑑
- 免許証、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード等の写真付きの身分証
- 手数料300円

代理人による登録申請や写真付きの身分証をお持ちではない場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

お問合せ
八戸市市民防災部市民課
窓口グループ（市庁本館1階）
電話：0178-43-9192

税等の減免・控除申告

【税等の減免】

○個人市民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

火災等により、住宅又は家財について滅失又は損害を受けられた方が、市税等の減額又は免除が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

※火災保険等で補填される場合は、減免が受けられない場合があります。

○固定資産税

火災等により家屋の損害を受けられた方は、損害の程度及び状況に応じて、固定資産税の減免が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

【雑損控除の申告】

市県民税の申告又は所得税の確定申告で雑損控除を申告することにより、翌年度の個人市県民税が下がる場合があります。

【納税相談窓口のご案内】

○収納課（市庁別館3階）

受付時間 午前8：15～午後5：00

※毎週月曜・金曜日は午前8：15～午後6：00

災害や失業・病気などやむを得ない事情により税金を納めることができない場合、その事情に応じて減免する制度がありますので、納期期限日までに納税通知書や参考となる資料をご持参の上ご相談ください。なお、納期限が過ぎた場合は減免の対象から除かれます。

お問合せ

◆市税

八戸市財政部収納課（市庁別館3階）

電話：0178-43-9172

◆後期高齢者医療保険料

八戸市市民防災部国保年金課（市庁本館1階）電話：0178-43-9065

◆介護保険料

八戸市市民防災部介護保険課（市庁本館1階）電話：0178-43-9285

◆申告

八戸市財政部住民税課（市庁別館3階）

電話：0178-43-9232

建築確認申請手数料等の減免

【確認申請手数料等の減免について】

災害による滅失又は損壊した建築物をその災害が発生した日から1年以内に建築又は修繕する場合、建築物等の確認申請手数料、中間検査申請手数料及び完了検査申請手数料を2分の1に減額することができます。（八戸市建築基準法施行細則第38条）

◎減免申請を受ける場合、以下の書類が必要となります。

- ・確認申請手数料減免申請書 2通・・・八戸市建築指導課にあります。
- ・り災証明書 1通・・・・・・・・・・・・管轄する消防署で発行されます。
※り災証明書についてはP7「り災証明書の交付」をご参照ください。

※ただし、確認申請手数料の減免申請を提出し内容を確認するまでに時間をいただきますので、確認申請等を行う約1週間前までにお持ちいただきますようお願いいたします。
手数料につきましては、八戸市手数料条例をご覧ください。

お問合せ
八戸市都市整備部建築指導課
建築審査グループ（市庁別館6階）
電話：0178-43-9438

水道の使用中止・開始

【水道の使用中止について】

被災された住居等の水道を今後使用しない場合は申込みが必要となりますので、八戸圏域水道企業団までご連絡ください。

なお、閉栓作業が必要な場合もありますので、お早めのご連絡をお願いします。

申込みの際は、次の事項についてお知らせください。

1. 住所、氏名
 2. お客さま番号（分かる場合）
 3. 使用中止日
 4. 支払方法
 5. 転居先の住所、連絡先電話番号など
 6. 閉栓作業の有無（閉栓作業の申込みがなければ、閉栓されません。）
- ※被災された住居等の「使用継続」について判断することは困難ですので、使用者ご自身の意思表示をお願いいたします。中止の連絡がない限り、水道料金の請求が継続します。

【水道の使用開始について】

転居先等で水道を使用される場合も申込みが必要となりますので、八戸圏域水道企業団までご連絡ください。

申込みの際は、次の事項についてお知らせください。

1. 住所、氏名
2. お客さま番号（分かる場合）
3. 使用開始日
4. 支払方法
5. 連絡先電話番号など

【水道料金の支払い猶予等について】

災害等特別の理由があるときは、水道料金の減免又は徴収を猶予することができる場合がありますので、ご相談ください。

お問合せ 八戸圏域水道企業団料金課 電話：0178-70-7010

下水道に関する届出等

【下水道の使用中止・開始について】

水道と併せて受付となりますので、八戸圏域水道企業団までご連絡ください。

【井戸水を下水道に排水している場合の使用中止等について】

井戸水等の排除汚水量申告により下水道使用料をお支払いしている方で、被災された住居等の井戸水を今後使用しない場合は、下水道業務課までご連絡ください。

【下水道事業受益者負担金（分担金）の支払い猶予について】

受益者負担金（分担金）を納付中の方で、被災されたことにより納付することが困難と認められる場合は、1年間を限度として支払を猶予できる制度がありますので、ご相談ください。

お問合せ
八戸市環境部下水道業務課
電話：0178-44-8251

ライフライン事業所の連絡先

【電気事業者】

東北電力（株）八戸営業所

所在地 〒031-8550 八戸市大字堤町11-2

問い合わせ 東北電力コールセンター

お引越し・アンペア変更 0120-175-266

停電・緊急時 0120-175-366

電気設備（移設・撤去等） 0120-175-377

その他 0120-175-466

【電話事業者】

NTT東日本（株）

【各種相談】

NTT固定電話からの問い合わせ 116（局番なし）

携帯電話・PHS・NTT以外の固定電話からの問い合わせ 0120-116-000

【電話線等の撤去・故障・設備不良】

NTT固定電話からの問い合わせ 113（局番なし）

携帯電話・PHS・NTT以外の固定電話からの問い合わせ 0120-444-113

【ガス事業者】

ご自分が契約されているガス供給業者へご連絡ください。

【郵便局（転居される場合）】

お近くの郵便局の窓口で転居届を出しておくだけで、1年間、旧住所あての郵便物等を新住所に無料で転送します。

なお、更新される際には、再度、お近くの郵便局の窓口で転居届をお出しください。

郵便窓口にお越しの際にお持ちいただくもの

〈ご本人（提出者）の確認〉

- ・ご本人（提出者）の運転免許証、各種健康保険証など

〈旧住所の記載内容の確認〉

- ・転居者の旧住所が確認できる運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード又は住民票等、官公庁が発行した住所の記載があるもの。

いかずきんズ

八戸市マスコットキャラクター



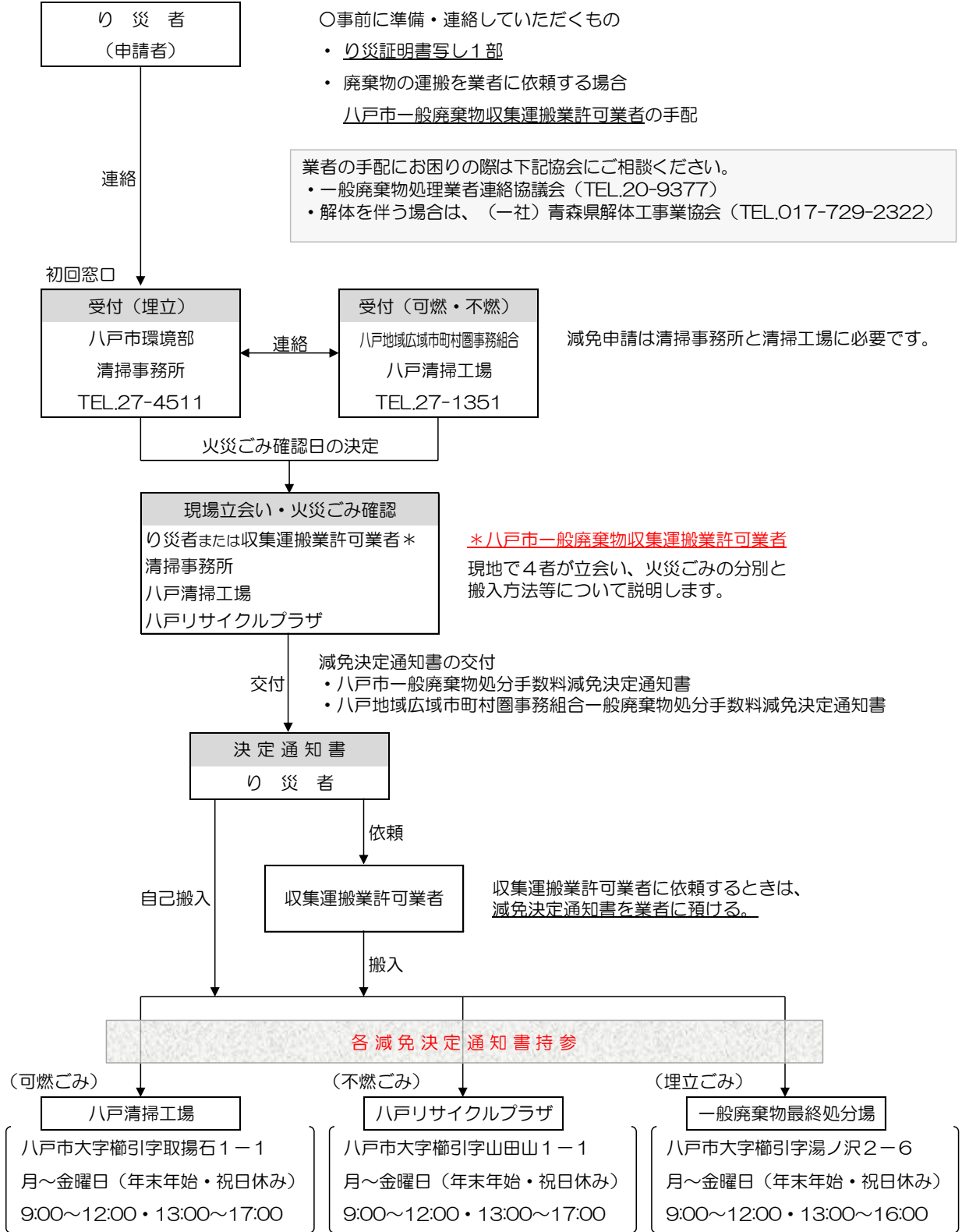
火災ごみ減免申請手続から搬入まで

本申請は火災ごみ処分費用の減免措置をするものであり、解体・運搬費用を減免、補助するものではありません。

*家庭から排出される家庭系一般廃棄物のみを減免対象としており、事業系一般廃棄物または産業廃棄物（解体工事によって生じた廃棄物等）は対象ではありません。

*減免対象の範囲は、り災証明書の「り災物件及びり災程度」の記載部分から発生した廃棄物になります。詳細については、現場立会時に説明します。

減免申請を行う際は、八戸市環境部清掃事務所（TEL.27-4511）にご連絡ください。



搬入時の注意

受入できるもの

燃え残った可燃物	①布団 ②畳(12等分に裁断したもの) ③衣類 ④紙くず(雑誌等) ⑤その他最長辺50cm以下の小型可燃物(家具及び建具等で50cm四方以下) *搬入最大車両：4tトラックまで	八戸清掃工場へ
不燃物及び燃え残った粗大ごみ類	①家具 ②家電製品(家電4品目を除く) ③ガラス、陶磁器類(食器、便器等) ④金属類 ⑤罹災部分の建具 等 *金属類は150cm以下に切断してください。 *金属類はできるだけ古物商等へ引き取りを依頼してください。 *家具については高さ制限はありません。	八戸リサイクルプラザへ
燃えたもの	①燃え殻 ②陶磁器くず ③ガラスくず	八戸市一般廃棄物最終処分場へ

受入できないもの

家電4品目	①エアコン ②テレビ ③冷蔵庫・冷凍庫 ④洗濯機	取り扱い業者、購入店、販売店へ
パソコン	①ノートパソコン ②デスクトップパソコン本体 ③液晶ディスプレイ(一体型パソコンも含む) ④CRTディスプレイ(一体型パソコンも含む)	製造メーカーへ
処理困難物	①タイヤ・ホイール ②消火器 ③ガスボンベ ④バッテリー ⑤ピアノ ⑥耐火金庫 等	購入店、販売店へ
解体廃棄物	解体業者が解体して生じた廃棄物(産業廃棄物に該当)	民間処理業者へ

火災ごみ搬入手順

- ①八戸清掃工場及び八戸リサイクルプラザへ搬入する場合、八戸清掃工場の事務所で減免決定通知書を受け取る。
- ②八戸市一般廃棄物最終処分場へ搬入する場合、八戸市清掃事務所で減免決定通知書を受け取る。
- ③各施設で計量する際に減免決定通知書を提示する。搬入の際は係員の指示に従ってください。

